



日本各地にはかつて小規模ながら石綿鉱山があったし(岩手、福島、埼玉、島根、長崎、熊本など)、石綿を混在させている蛇紋岩帯があるので、同様な石綿被害が存在しているのではないかと

とみられる。今回の認定は、被害への警鐘といえる。(写真は、八幡鉱山のクロム鉱ズリ捨て場)



(関西労働者安全センター)

## 製紙会社における石綿被害 静岡●手帳交付者にも百万円の見舞金

### ●製紙会社でアスベスト?

「製紙会社でもアスベストを扱っていたのですか?」時々こんな声を地域の労働者からかけられる。この言葉に表わされているように、日本の製紙会社でアスベスト関連製品が作られていたことは、あまり知られていない。

製紙会社の場合、ニチアスやクボタのように、自社製品の大部分がアスベストを原料にしてきた企業とは若干異なる。多くの場

合、パルプや古紙といった、通常の紙の原料をアスベストに変えて、1か月のうち何日か「アスベスト紙」を生産(抄造)するという方法がとられてきた。製紙会社で作られたアスベスト紙は、パルプや古紙を原料とした一般の紙と違って、耐熱性が優れているという利点を活かし、屋内用の壁紙、温泉などに使用する高温用パイプの原紙、発電機やトランスに使う耐熱性の電気絶縁紙として生産され、各々のメーカーに納

められてきた。

### ●劣悪だった生産現場の実態

アスベスト紙は、大手のマスプロ製品と異なり、注引量が少ないこともあって、主に中小の製紙会社で生産されてきた。中小の製紙会社の場合、大手に比べて作業環境は悪く、設備投資も十分ではない。したがって、アスベスト紙を生産していた1960年代の初めから、生産を中止するまでの30年以上の間、大部分の企業で設備や作業環境の大きな変化はなかった。

アスベスト紙の具体的な生産は、次のような流れで行われた。まず、「原質」と呼ばれる原料の仕込みの工程では、カナダなどから50kgほどに梱包されて入荷してくる「青石綿」や「白石綿」を、作業者はマスクも手袋もなしで開包し、石綿粉じんが舞う作業場で素手で細かくほぐして、水の張ってあるピーター(叩解機)や、パルパー(離解機)に仕込む。パルパーなどで離解された石綿は「調成」工程に流送されて、紙力をつけるための填料などを加えたり、他の原料と混合するなどして、使用目的に合った紙の原料として調成される。

調成でできあがった濃度3%前後の紙の原料を抄紙機で脱水、乾燥して、1本数十kgのロール紙にして、パイプメーカーや電機メーカーなどに納品されてきた。この作業が昼夜3交替で、土、日曜も機械を止めずに連続して行われる。

このようなアスベスト紙の生産

作業に携わってきた元安倍川製紙(現「王子特殊紙東海工場静岡事業所」)の原質職場で20年以上働いてきた60代の労働者は当時を振り返って、次のように語る。「私が働いていた頃は、ほとんどが手作業で、白色や青色の石綿を手でほぐしてピーターに仕込んでいた。会社からはマスクも手袋も支給されず、もちろんアスベストに関する安全教育など受けたこともない。一日の作業が終わり、家に帰る時には、一緒に働いた仲間のまつ毛や作業着は真っ白になっていた。それが何日間も続いた。」

さらにわれわれの組合が、一昨年の夏から行っている工場周辺住民への訴えと、聞き取り調査では、富士事業所(元富士加工製紙)の近隣住民から「昔工場の近くで小さな店をやっていたが、作業着が綿ほこりのようなもので白くなった製紙工場の人がよく来てくれた」「この近くでも肺の病気で何人も亡くなっているが…、原因はわからない」などの発言も聞かれた。

### ●会社と関係者への働きかけ

こうした中でわれわれの組合は、1960年代の初めからアスベスト紙を生産してきた安倍川製紙(王子製紙の系列会社であった)の経営者に対して、再三にわたり生産中止を要求し、取り組みを強めてきた。しかし、当時の王子製紙からの出向役員は、現場の労働者を事務所に呼び、「アスベスト紙の生産中止はしない。作業するのが嫌だったらここを

辞めて他の会社に行ったらどうか!」などと恫喝しながら、1990年まで30年間にわたって生産を続けてきた。

2005年6月、いわゆるクボタ・ショックによって、アスベストが大きな社会問題になる中で、組合はあらためてアスベスト被害の深刻さを再認識し、次のような取り組みを行ってきた。

- ① 王子特殊紙に対して、企業特別補償制度の確立や、地域の被害住民や、構内関連企業労働者に対する補償等の要求。
- ② 王子特殊紙に対して、アスベスト紙の生産作業に関わった退職者を含む該当労働者の追跡調査と、調査結果を基にした特殊健康診断の要求。
- ③ アスベスト紙の生産作業に関わった約2千人の退職した元組合員に対し、労使交渉や闘いの報告等の文書送付(過去5回実施)。
- ④ アスベスト紙を生産していた静岡と富士の二つの工場周辺の住民に対して、特殊健康診への参加呼びかけや、被害状況の聞き取り、チラシや要請文の各戸配布(過去5回実施)。
- ⑤ 2006年10月に王子特殊紙の静岡事業所で初めてアスベスト肺がんで労災認定され、弁護士と共に闘っている退職者への支援連帯行動。
- ⑥ 「日刊伝書鳩」(週3回発行)による宣伝活動。
- ⑦ 弁護士や神奈川労災職業病センター、⑧の退職者組合

結成準備会の人たちや退職者との集会の開催。

- ⑧ 2007年2月にアスベスト被害の補償救済を目的に、富士地区の中小製紙会社で働いていた退職者が結成した「退職者労働組合」との連帯行動。

### ●補償規程の見直しを求める

王子特殊紙は、次のような内容の「アスベスト労災特別補償規程」を制定し、別組合との合意をもとに、2006年2月から実施している。

- ① 対象者／アスベストが原因で疾病や死亡であると所轄の官庁から認定された従業員及び退職者
- ② 特別見舞金／労災認定された場合は1,000万円
- ② 特別弔慰金／死亡時の年齢が65歳未満は3,000万円、80歳未満は1,500万円、80歳以上は300万円。ただし、特別見舞金を受けて80歳未満で死亡した場合には見舞金との差額を支給。
- ③ 健康管理手帳交付見舞金／労働安全衛生法に基づく健康管理手帳の交付を受けた場合、見舞金として100万円を支給。


王子特殊紙は、この規程の運用状況について、先述の補償交渉中の一人を除いて、労災死亡による特別弔慰金の支給が3件、健康管理手帳が交付され、会社が見舞金を払った人が59人であることを明らかにしている。

2006年12月14日、最高裁は「関西保温工業事件」で、企業の予

見可能性と安全配慮義務について、「遅くとも昭和40年頃までには石綿を取り扱う業界に知見が確立していた」と、会社には石綿の「代替品を使用するなど、可能な限りその労働者が石綿粉じんを吸入する機会を抑えるようにすべき注意義務があった」と認定し、遺族に対して4,660万円の賠償金の支払いを命じている。

われわれの組合は、最高裁で

確定したこの判決は「関西保温工業」のみならず、王子特殊紙をはじめとしたアスベスト製品を製造してきた多くの企業に共通するものであるという立場に立ち、昨年末以降、あらためて王子特殊紙に制度の抜本的な見直しを要求し、闘いを強めている。

平口進★(全国一般   
全国協・安倍川製紙労働組合)

## 隠された労災、統計より2~3倍

### 韓国●延世大医大のウォン教授チーム

延世大医大予防医学教室のウォン・ジョンウク教授チームは、京仁地域のある特殊健康診断機関で、3年間に健康診断を受けた労働者6万2千人を対象に、健康保険に請求された業務上疾患のうち産業災害保険として報告されなかった規模を推定した結果、実際の産業災害率が公式統計値より2~3倍ほど高いと推定されたと3月4日明らかにした。

この研究結果は、日本で発刊される産業災害分野の国際学術誌 (Journal of Occupational Health) の最近号に掲載された。論文によると、研究チームは調査対象労働者を事務職と生産職に分けて、健康診断記録と健康保険請求内容を比較する方法で、業務上疾患率と医療費用をそれぞれ計算した。

その結果、呼吸器や消化器な

どの疾患率は、事務職と生産職で大きな差は見られなかった。しかし、代表的な産業災害疾患である損傷と中毒、筋骨格系疾患だけみした場合、生産職が事務職に比べて、年間労働者100人当たり3.47件多く医療費用が発生していると分析された。

この数値は、産災保険の業務上疾患認定基準によって、4日以上の健康保険を請求した事例だけを基準として調査したと、研究チームは説明した。


これを韓国の公式統計によって計算すると、災害度数率(100万労働時間当りの災害発生頻度)は12.57~18.10、災害率は3.62~5.44の範囲と推定された。これは韓国でこの間発表された公式統計より2~3倍高い災害率である、というのが研究チームの説明である。

この災害度数率は、日本の1.7倍、災害の程度を現わす強度率は16.3倍も高いと分析され、1万人当たりの死亡率では、米国(0.43)より韓国(2.6)が6倍も高かった、と研究チームは付け加えた。

すなわち、米国や日本に比べて労災発生率が相対的に低いのに死亡率が高いのは、韓国の実際の労災発生率が隠蔽されているためだ、というのが研究チームの分析である。

研究チームは、このように労災が隠蔽されている理由として、△事業主が産災保険料の節約のために健康保険による治療を薦めるケース、△事業主の労災認定拒否による労働者の産災保険請求放棄、△事業主との合意、△労働者が労災なのか業務上の病気なのか認識できないケース、などを挙げた。

ウォン教授は「わが国で労災の隠蔽が多いということは既知の事実だが、実際産災保険に報告されない労災の規模については調べられたことがない」。「京仁地域の労働者を対象にしたが、全国的に見ても実際の労災率は、現在の公式統計より2~3倍高いものと推定される」と話した。

2007年3月5日 

(翻訳・中村猛)

※5月18-19日、ソウル大学医学部内で「石綿問題解決のための日韓共同シンポジウム」が、百名を超える参加で開催された(日本から43名が参加)。詳しい報告は次号で行う予定。